

さいたま市中央区告示第2号

住民基本台帳法施行令（昭和42年9月11日政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したので、同条第4項の規定に基づきこれを告示する。

令和7年8月6日

さいたま市中央区長 天 野 明 紀

1 該当者

・ 次の表のとおり

氏 名	住民票上の住所	職権消除年月日
柳 沼 一 郎	中央区鈴谷5丁目9番28号 有料老人ホーム 南与野ガーデン	令和7年8月6日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市中央区役所区民生活部区民課

(2) 電話 048（840）6034